県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目　次（＊については県例規集登載事項）

（取扱課室名）　ページ

○ 規則

＊35　和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則　（市町村課）..... 1

○ 告示

962　介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止　（介護サービス指導課）..... 3
963　保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不分明　（森林整備課）..... 4
964　〃　（　〃　）..... 4
965　〃　（　〃　）..... 5
966　特定第2号漁業者の同意成立の届出　（水産振興課）..... 5
967　道路の区域変更　（道路保全課）..... 5
968　道路の供用開始　（　〃　）..... 5
969　地籍調査の成果の認証　（用地対策課）..... 6
970　〃　（　〃　）..... 6
971　〃　（　〃　）..... 6
972　〃　（　〃　）..... 7
973　〃　（　〃　）..... 7
974　〃　（　〃　）..... 8
975　〃　（　〃　）..... 8
976　〃　（　〃　）..... 8
977　〃　（　〃　）..... 9
978　〃　（　〃　）..... 9
979　〃　（　〃　）..... 9

○ 公告

入札公告　（総務事務集中課）..... 10

規　　則

和歌山県規則第35号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年11月13日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

（和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

第1条　和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年和歌山県規則第114号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後		改　正　前	
（市町村が処理する事務の範囲） 第２条　次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。		（市町村が処理する事務の範囲） 第２条　次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。	
略		略	
７　条例第２条の表36の項(11)に規定する都市計画法（昭和43年法律第１００号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略	７　条例第２条の表37の項(11)に規定する都市計画法（昭和43年法律第１００号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略
８　条例第２条の表43の項(3)に規定する和歌山県景観条例（平成20年和歌山県条例第21号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略	８　条例第２条の表44の項(3)に規定する和歌山県景観条例（平成20年和歌山県条例第21号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略
９　条例第２条の表44の項(18)に規定する産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（平成20年和歌山県条例第49号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略	９　条例第２条の表45の項(18)に規定する産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（平成20年和歌山県条例第49号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略
10　条例第２条の表70の項(2)に規定する母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略	10　条例第２条の表71の項(2)に規定する母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略

第2条　和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後		改　正　前	
（市町村が処理する事務の範囲） 第２条　次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。		（市町村が処理する事務の範囲） 第２条　次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。	
略		略	
６　条例第２条の表34の項(18)に規定す	略	６　条例第２条の表33の項(18)に規定す	略

る建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	
7　条例第２条の表37の項(11)に規定する都市計画法（昭和43年法律第100号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略
8　条例第２条の表44の項(3)に規定する和歌山県景観条例（平成20年和歌山県条例第21号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略
9　条例第２条の表45の項(18)に規定する産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（平成20年和歌山県条例第49号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略
10　条例第２条の表71の項(2)に規定する母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略

る建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	
7　条例第２条の表36の項(11)に規定する都市計画法（昭和43年法律第100号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略
8　条例第２条の表43の項(3)に規定する和歌山県景観条例（平成20年和歌山県条例第21号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略
9　条例第２条の表44の項(18)に規定する産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（平成20年和歌山県条例第49号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略
10　条例第２条の表70の項(2)に規定する母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略

附　則

この規則は、令和9年1月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

告　　示

和歌山県告示第962号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和8年11月13日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3072500147	有限会社勝浦介護サービス	有限会社勝浦介護サービス	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町北浜二丁目51番地	訪問介護	令和8.10.31

和歌山県告示第963号

令和8年和歌山県告示第864号（以下「告示第864号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を古座川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年11月13日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　所在が不分明である通知の相手方

岩﨑浩之
垣平明毅
堤富子
辻清次郎
岩﨑又三郎
笹庄七
山本弥三郎
笹知三
山地秋太郎
堤佐次郎
曽初男
梶友次
石本三兵衛
巽與惣兵衛
岩橋善吉

2　指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第864号のとおり

和歌山県告示第964号

令和8年和歌山県告示第865号（以下「告示第865号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を古座川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年11月13日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　所在が不分明である通知の相手方

樫かよ子
洞寅吉

2　指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第865号のとおり

和歌山県告示第965号

令和8年和歌山県告示第866号（以下「告示第866号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を古座川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年11月13日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　所在が不分明である通知の相手方

小池勇吉

2　指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第866号のとおり

和歌山県告示第966号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第5項の規定により告示する。

令和8年11月13日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区　　域	区　　分	加入区の名称
紀州日高漁業協同組合の地区	日高郡みなべ町堺に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	堺棒受網

和歌山県告示第967号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年11月13日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　道路の種類　県道

2　路線名　御坊由良線

区　　間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延　長 メートル	備　　考
日高郡美浜町大字三尾字西浜920番2地先から同町大字三尾字西浜926番1地先まで	旧	5.30 ～ 9.10	58.90	
同上	新	8.90 ～ 13.40	59.00	

和歌山県告示第968号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年11月13日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

道路の種類　県道

路線名　御坊由良線

供用開始の区間　日高郡美浜町大字三尾字西浜920番2地先から同町大字三尾字西浜926番1地先まで

供用開始の期日　令和8年11月13日

和歌山県告示第969号

和歌山県伊都郡九度山町大字丹生川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年11月13日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡九度山町

2　調査を行った時期

令和4年4月1日から令和8年6月11日まで

3　成果の名称

和歌山県伊都郡九度山町大字丹生川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4　調査を行った地域

和歌山県伊都郡九度山町大字丹生川の一部地区

5　認証年月日

令和8年11月5日

和歌山県告示第970号

和歌山県伊都郡高野町大字花坂の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年11月13日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡高野町

2　調査を行った時期

令和6年4月1日から令和8年3月26日まで

3　成果の名称

和歌山県伊都郡高野町大字花坂の一部地区の地籍図及び地籍簿

4　調査を行った地域

和歌山県伊都郡高野町大字花坂の一部地区

5　認証年月日

令和8年11月5日

和歌山県告示第971号

和歌山県伊都郡高野町大字西郷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年11月13日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　調査を行った者の名称
　和歌山県伊都郡高野町
2　調査を行った時期
　令和6年4月1日から令和8年3月26日まで
3　成果の名称
　和歌山県伊都郡高野町大字西郷の一部地区の地籍図及び地籍簿
4　調査を行った地域
　和歌山県伊都郡高野町大字西郷の一部地区
5　認証年月日
　令和8年11月5日

和歌山県告示第972号

和歌山県伊都郡高野町大字東富貴の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年11月13日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　調査を行った者の名称
　和歌山県伊都郡高野町
2　調査を行った時期
　令和6年4月1日から令和8年3月27日まで
3　成果の名称
　和歌山県伊都郡高野町大字東富貴の一部地区の地籍図及び地籍簿
4　調査を行った地域
　和歌山県伊都郡高野町大字東富貴の一部地区
5　認証年月日
　令和8年11月5日

和歌山県告示第973号

和歌山県伊都郡高野町大字西ケ峰の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年11月13日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　調査を行った者の名称
　和歌山県伊都郡高野町
2　調査を行った時期
　令和6年4月1日から令和8年3月26日まで
3　成果の名称
　和歌山県伊都郡高野町大字西ケ峰の一部地区の地籍図及び地籍簿
4　調査を行った地域
　和歌山県伊都郡高野町大字西ケ峰の一部地区

5　認証年月日
　令和8年11月5日

和歌山県告示第974号

和歌山県日高郡印南町大字皆瀬川・小原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年11月13日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　調査を行った者の名称
　和歌山県日高郡印南町
2　調査を行った時期
　令和6年4月1日から令和8年3月13日まで
3　成果の名称
　和歌山県日高郡印南町大字皆瀬川・小原の一部地区の地籍図及び地籍簿
4　調査を行った地域
　和歌山県日高郡印南町大字皆瀬川・小原の一部地区
5　認証年月日
　令和8年11月5日

和歌山県告示第975号

和歌山県西牟婁郡白浜町才野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年11月13日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　調査を行った者の名称
　和歌山県西牟婁郡白浜町
2　調査を行った時期
　令和6年1月31日から令和8年2月23日まで
3　成果の名称
　和歌山県西牟婁郡白浜町才野の一部地区の地籍図及び地籍簿
4　調査を行った地域
　和歌山県西牟婁郡白浜町才野の一部地区
5　認証年月日
　令和8年11月5日

和歌山県告示第976号

和歌山県東牟婁郡古座川町宇津木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年11月13日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　調査を行った者の名称
　和歌山県東牟婁郡古座川町
2　調査を行った時期

令和6年4月1日から令和8年1月22日まで

3　成果の名称

和歌山県東牟婁郡古座川町宇津木の一部地区の地籍図及び地籍簿

4　調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡古座川町宇津木の一部地区

5　認証年月日

令和8年11月5日

和歌山県告示第977号

和歌山県東牟婁郡串本町有田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年11月13日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡串本町

2　調査を行った時期

令和6年4月1日から令和8年3月11日まで

3　成果の名称

和歌山県東牟婁郡串本町有田の一部地区の地籍図及び地籍簿

4　調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡串本町有田の一部地区

5　認証年月日

令和8年11月5日

和歌山県告示第978号

和歌山県東牟婁郡串本町串本の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年11月13日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡串本町

2　調査を行った時期

令和6年4月1日から令和8年3月13日まで

3　成果の名称

和歌山県東牟婁郡串本町串本の一部地区の地籍図及び地籍簿

4　調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡串本町串本の一部地区

5　認証年月日

令和8年11月5日

和歌山県告示第979号

和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年11月13日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　調査を行った者の名称
　和歌山東牟婁郡串本町
2　調査を行った時期
　令和6年4月1日から令和8年3月19日まで
3　成果の名称
　和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区の地籍図及び地籍簿
4　調査を行った地域
　和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区
5　認証年月日
　令和8年11月5日

公　　告

入　札　公　告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年11月13日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　一般競争入札に付する事項
(1) 調達年度及び調達案件番号
　令和8年度　調達案件番号20260002539号
(2) 調達案件名
　空港用化学消防車
(3) 調達物品の名称及び数量
　空港用化学消防車　1台
(4) 調達物品の特質等
　仕様書による。
(5) 納入期限
　令和11年3月31日（土）
(6) 納入場所
　仕様書による。
2　一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
令和8年和歌山県告示第262号に規定する令和8年度に和歌山県が発注する物品の購入等の契約に係る一般競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿の業務種目「18　物品調達」に係る業務種目のいずれかに登載されている者であること。
3　契約条項を示す場所及び期間
(1) 場所
　和歌山市小松原通一丁目1番地
　和歌山県会計局総務事務集中課
(2) 期間
　令和8年11月13日（金）から同年12月22日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4　入札及び開札手続

この入札は、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札及びその開札手続により行うものとする。ただし、郵送による入札も行うことができる。

5　一般競争入札の期間及び開札場所等

(1) 一般競争入札の期間及び開札場所等

ア　入札期間

令和8年12月23日（水）午前9時から同月24日（木）午前10時まで

イ　開札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

ウ　開札日時

令和8年12月24日（木）午前10時

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、簡易書留郵便等配達記録の残る方法により令和8年12月23日（水）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6　入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

7　入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

8　契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9　入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに共通入札公告に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

10　落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、共通入札公告及び個別入札公告に記載するとおりとする。

(2) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うくじにより落札者を決定するものとする。

(4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(5) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者は、第2回以降の入札には、参加できな

いものとする。

11　その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア　名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ　所在地

郵便番号　640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号　073-441-2294

ファクシミリ番号　073-441-2288

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

要

(5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

12　Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Aircraft Rescue and Fire Fighting vehicle: 1 set

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 24 December 2026 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 23 December 2026)

(3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL　073-441-2294

FAX　073-441-2288